

## 第120回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時 令和6年11月1日（金）13時30分～15時00分

2 場 所 産業労働部会議室

3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）

池田恵子、大沢昌玄、工藤和美、倉片憲治

※オンライン参加：関野兼太郎、新田都志子、吉田雪乃

【意見開陳】

大久保和政

※事務局

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課

課長 小沢 きよみ

主幹 根本 宏之

主査 石井 順子

主事 畠山 愛美

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設(5条1項)

①（仮称）新座駅前計画

②ドラッグコスモス高倉店

③（仮称）オーケー越谷大泊店

④オーケー川口栄町店

⑤（仮称）そよら入曽

⑥（仮称）川口市川口5丁目計画

(2) 変更

⑦（仮称）コメリハード&グリーン秩父永田店

⑧ヤオコー深谷国済寺店

⑨とりせん北本

⑩東松山ショッピングスクエアシルピア

⑪生鮮市場TOP春日部店

⑫（仮称）ガリバー羽生店

## 5 傍聴人

会場傍聴 1名  
オンライン傍聴 1名

## 6 その他

リモートで事前説明を希望される委員に説明を行うとともに、その際に審議案件についてご意見をいただきました。

令和6年9月27日（金） 大久保和政委員、大沢昌玄委員  
令和6年10月3日（木） 倉片憲治委員、新田都志子委員、吉田雪乃委員  
令和6年10月4日（金） 工藤和美委員、関野兼太郎委員  
令和6年10月17日（木） 池田恵子委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

県意見についての審議

#### （1）新設

##### ①（仮称）新座駅前計画

#### 【議 長】

本審議会においては、諮問案件に対して、県意見、附帯意見、口頭意見、意見なしという取り扱いに沿って審議を進めたいと考えております。

それでは、新設届出1から資料の順番に沿って、審議会として意見について協議いたします。

まず、新設1の（仮称）新座駅前計画について、事務局の説明をお願いいたします。

（事務局説明）

#### 【議 長】

事前に事務局の方から事前説明もあり、そのまとめについては資料5に出ておりますが、審議会ですので、こちらで皆さんの意見を伺いながら意見をまとめたいと思っています。

まずは交通の方からいかがでしょう。

#### 【委 員】

まず、国道254号線沿いから荷捌き車両がアクセスするというようなことになっているかと思えます。荷捌き車両の高さがわからないのですが、資料2の1ページを見ますと、高さ制限や看板があり、懸念事項があります。

計画では、物流車両は、1階部分の国道254号線に面しているところを改築して入れることになっていると思うのですが、高さ上、本当に可能なのかというのが1番大きな懸念点です。

#### 【議 長】

事務局の方で設置者に確認していますか。

（事務局説明）

#### 【委 員】

その看板は実際にテナントが決まってオープンするときには取り外しますと  
いうような回答をもらっているのですね。

もう1点は、駐車場の出入口のところに書かれている車両の軌跡図です。駐車  
場の出入口の来客車両と物流の車両が錯綜しないかどうか非常に気になる点で  
す。

**【委員】**

資料1の11ページを見ますと、おそらくプロの非常に運転がうまい方でな  
いと厳しいのではないかと思います。柱をぬうように入っていく、バックをして、  
一般車の出入口から荷捌き車両が出てくるということですが、荷捌き車両が出  
てくるところは当然錯綜しておりますので、これについては適切に誘導員の配  
置等をしないと、結構課題が出るのではないかと思います。

**【議長】**

この駐車場の出入口と店舗の出入口が面した道路は通学路になっています。  
駅前ということもあるので人が多いのではないかと思います。

まだ店舗が決まっていないというのが一番大きな問題です。

店舗が決まっていれば、ある程度想定した上でこういうことがあるのではな  
いかという話ができるのですが、まだ店舗が決まっていないので、意見が言い  
にくい部分があります。

それから、駐輪場の台数についても指針に比べてかなり足りない状況です。そ  
の点について、皆様ご意見いかがでしょうか。

**【委員】**

小売業者が未定ということですが、設置者から追加情報として、こういう事業  
者がテナントとして入るといった情報はいまだにないということなのでしょう  
か。

**【議長】**

事務局、いかがですか。

**【事務局】**

テナントについての情報は現在までいただけておりません。

**【委員】**

一番基本的なところがこの書類には抜けているような気がして、不可解な思  
いがあります。もう1点、ガイドラインに基づく配慮事項についてです。届出の  
中で、イベント等の協力要請があった場合には参加を検討程度しか書かれてい  
ません。商店街、商工団体の加入については記載が何も無いことについても、商  
工団体の関係者としては不安があります。その辺りも私たちはしっかり見てい  
きたいと思います。

【議 長】

事務局から補足はありますか。

(事務局回答)

【議 長】

では、重ねて意見することはないということですね。

【委 員】

施設が商工会等に加入していることについては、今確認できました。一方で、これからテナントとなる小売業者がどのような対応するのかというのはわからないということですよ。

【議 長】

そうですね。事業者が決まっていない以上、そこから話が進まないということになってしまいます。

【委 員】

小売事業者が決まっていない状況で議論するのも、もどかしい感じがします。

【議 長】

事前説明の時にも、多分皆さんも同じだったかと思いますが、私の方からも事務局に、未定の状況でも審議会で答申ということになるのかという確認をしましたが、届け出があった以上は答申をしなければならないということのようですので、今ある情報の中で答申するということになります。

審議会の意見としては、小売業者が決まった時点で、駐輪場の台数は大店立地法の指針の基準に基づく必要台数を確保するようにしてくださいという附帯意見を付すとか、市からの意見も結構出ていますので、小売業者が決まったら誠意を持って地域の方に説明及び対応するようにしてくださいというような形で少し強めに意見を付すのがよいと思っていますところ。

【委 員】

懸念していることを設置者にきちんと伝えた方がいいと思います。

【議 長】

そうですね、文書にして渡しますので、書面に残るということですね。それで、設置者からそれに対する回答をいただくことはできないですか。審議会からの意見の内容によっては当然フィードバックがあるべきかと思います。

【委 員】

私も同じく、対象がわからなかったのも、意見を言いづらいと感じました。また、後ほど事業者が決まった後に確認をする方法があるのかという点が気にな

りました。

**【議 長】**

その後の状況を確認できるタイミングはありますか。

(事務局回答)

**【議 長】**

変更の届け出で審議会にかけられることもあるということですね。

(事務局回答)

**【議 長】**

今のところ、駐輪台数に関しては、駅前の地下に新座市の市営の駐輪場があるということもあり、市の意見では駐輪台数については触れられていませんが、大店立地法としては、指針に沿って駐輪場を確保するというのが基本ですので、審議会としては、小売業者が決まったら、指針を参考に必要な駐輪台数を確保してくださいという附帯意見を付すことにしたいと思いますがいかがでしょうか。

また、市からかなり意見が出ていますので、市からの意見を遵守するとともに、小売業者が決まったら地域や住民に対して誠意を持って対応してくださいと、こちらも附帯意見を付すということはいかがでしょうか。

**【議 長】**

それでは、2つ附帯意見を付すということにいたしましょう。騒音に関してはいかがでしょうか。

**【委 員】**

騒音に関しましては、資料の22ページ。数値上まず気になりますのが、昼間はともかく、夜間騒音レベルの最大値です。場所で言いますと「ア」と「イ」ですが、規制値ギリギリに収まっている感じがありますので、気になるところです。ただ、隣は商業ビルで南側が道路ですので、実害はおそらくないだろうと想像いたします。

それよりも気になるのはA地点でして、環境基準で見ますと数値は収まっていますが、事務局からご説明がありましたように、最大値がやはり基準値を超えています。

営業時間が夜中まであって、しかも騒音発生の理由が駐車場への入退場ですので、やはり気を付けていただくように念押しするのがよいのではないかと思っています。

A地点に関しましては、集合住宅が近いので、そちらへの配慮をしっかりと行ってくださいと、我々から念押ししたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**【議 長】**

これは大切なのではないかと思いますので、口頭で意見を付すことにいたしましょう。

【委員】

はい。それがいいかと思えます。

【議長】

交通で、先ほどの荷捌き車両と駐車場の出入口を利用する車との錯綜がないように配慮してくださいということと、店舗と駐車場の出入口が通学路になっていますので、交通安全について口頭で意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

## ②ドラッグコスモス高倉店

【議長】

次は、新設2のドラッグコスモス高倉店について事務局から説明お願いいたします。

(事務局説明)

【議長】

交通の方はいかがでしょうか。

【委員】

出入口2につきまして、添付の地図は国道407号が全通していない時のものではないかと予見されますが、出入口については左折アウトになっているので、左折する際に右折レーンのところに行かないよう看板等の設置をしていただければと思います。退店後に圏央道鶴ヶ島インターの方に行きたい場合はそのような行為を行う可能性がございますので、出入口などに二車線をまたいで圏央道鶴ヶ島方面に行かないような看板の設置もしくは周知をお願いしたいと考えております。

【議長】

注意喚起をお願いしますと口頭意見を付すことにいたしましょうか。他に何かご意見ございますか。

【委員】

騒音については、事務局にご説明いただいたとおり、数値上も収まっておりまし、立地の状況を見ましても、三方向が道路で、残る一面が草地や駐車場ということですので、実害はない状況かと思えます。今のところ、特に意見は必要ないと思っています。

【議 長】

交通以外の意見はございますか。

【委 員】

それほど交通量は多くないところだと思いますので問題ないかと思います。

【議 長】

では、先ほどの意見を口頭意見として付すということではいかがでしょうか。

(全員了承)

③ (仮称) オーケー越谷大泊店

【議 長】

新設3の(仮称)オーケー越谷大泊店について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【議 長】

交通関連はいかがでしょうか。

【委 員】

越谷市から立体駐車場のスロープの光害の話がありましたが、それに適切に対応するという事ごございましたので、特にはございません。

【議 長】

その他いかがでしょうか。

【委 員】

今、事務局からも細かくご説明がありましたけれども、気になりますのが、店舗北側の一般住居です。具体的な地点で言いますとP2です。夜間になっても、依然として音が大きいところを見ますと、おそらく空調機と冷凍機の影響なのだろうと思います。これが騒音源だと思いますので、これはちょっと強く注意喚起をしておく必要があるかと思えます。

数値上低いのですが、建物の位置関係を見ますと、騒音源になっているのが駐車場に入る車です。地点P2は2階の駐車場に入る車のスロープの北側になりますので、要注意だと思います。

数値上は下回っていますけれども、運用上ご注意くださいと附帯意見として付してはどうかと思えます。

しかも、立体スロープは北側の一般住居の南側にあります。開口面にあたりま



すので、前に建物が建って、車が駐車場を通過して、空調機が並んでというのは、北側の一般住居の方にとっては負担が大きいのではないかと思います。

**【議 長】**

北側のP2の地点は住居に近いために入退場する車両の騒音管理を確実に行ってください、ということですね。

**【委 員】**

夜間の室外機についても数値上大きいようですので、入退場の車両と空調機室外機の2つの音源についてご注意くださいと意見を付しておきたいと思います。

**【議 長】**

それでは、こちらに関しては附帯意見を付すことにしたいと思います。そのほか、開店後に近隣住民から苦情などがあつた場合には誠実に対応してくださいと口頭意見を付しておくのがよいかと思います。いかがでしょうか。

**【委 員】**

賛成です。

**【委 員】**

そうですね。

**【議 長】**

オンライン参加の先生方にも頷いていただいておりますので、口頭意見として付すということにしたいと思います。

(全員了承)

#### ④オーケー川口栄町店

**【議 長】**

新設4のオーケー川口栄町店について説明をお願いいたします。

(事務局説明)

**【議 長】**

川口の駅近くの商業地域になりますが、交通の方はいかがでしょうか。

**【委 員】**

従前もスーパーだったとのことですので、駐車場も適切に確保されているので、特段意見はないのですが、やはり来退店経路が通学路と重なっておりますの

で、その点でご配慮いただきたいというのが意見です。

**【議 長】**

来退店経路が通学路と重なっているので、児童への交通安全の確保に努めていただきたいというご意見でよろしいでしょうか。

周辺もショッピングセンターがあると思うので、特に環境が大きく変わることではないのでしょうか、小学校があるので注意すべき点ではないかと思えます。

それから、光害についておっしゃっていたのですが、2階の駐車場にかかる時に、その先の住宅にライトが当たりそうだということでしょうか。

**【委 員】**

ちなみに、光害などで住民の方から苦情があったというようなお話は聞いていますか。

(事務局回答)

**【議 長】**

光が当たりそうであれば、配慮をお願いしたいと言ってもいいのではないかと思います。

**【委 員】**

北側にも住宅があるので、下りてくる車のヘッドライトが多分集合住宅に当たってしまいます。

それから、今後住民からご指摘をいただいた場合は真摯に対応していただきたいです。

**【議 長】**

では、周囲は住宅ですので、駐車場を上がるヘッドライトの光害に注意をお願いしたい。苦情があった場合には真摯に対応してくださいという口頭で意見を付しましょうか。

**【委 員】**

騒音については、数値上は下回っているのですが、地点アとイに関してはギリギリに収まっているという印象があります。ただ、道路に面していますし、東側は駐車場ですね。

実害は特になさそうですので、意見を出すまでもないのではと思います。

**【議 長】**

川口の駅周辺地域ですし。

**【意 見】**

そうですね、それもあります。

ここだけなのかというところがありますので、意見は必須でもないとは思いますが、皆さんいかがでしょうか。

利便性と相反するところなので、住んでいる方も仕方がないと思われる部分もあるかなと思います。

**【議 長】**

では、交通と光害を口頭意見として付すということにいたしましょう。

(全員了承)

⑤ (仮称) そよら入曽

**【議 長】**

新設5について説明をお願いします。

(事務局説明)

**【議 長】**

どなたかご発言をお願いできますか。

**【委 員】**

悩ましいのが、隔地駐車場が店舗から遠いので、利用のあり方をどのように考えるのか、店舗までどのように誘導するかという点と周知徹底についてです。

この隔地駐車場の存在と隔地駐車場からこの計画地までのルートについて、利用者の皆様には利用しやすいような周知をお願いしたいと思います。隔地駐車場の存在とそこから計画地までの動線について、車で利用される方にきちんと周知していただきたいと思います。

**【議 長】**

この隔地駐車場は、指針の台数を確保するためだけに作ったとか、そういうわけではないのですか。

利用するつもりがどの程度あるのかと思いながら見ておりました。

**【委 員】**

ここのエリアは今区画整理をしている最中で、周りに土地がないので、おそらくここに確保せざるを得なかったということだと思います。一方で、その利用実態を踏まえて、多分今後のあり方を決めるのではないかと思います。

**【議 長】**

そうですね。今後駐車場の利用実態としては多くないのでここを減らしますというような変更がありそうな気はします。ただ、今の段階ではあるという前提

ですので、隔地駐車場の存在の周知、誘導など、安全に配慮、安全に努めていただきたい。

それと、来退店経路が通学路に重なっていることと、隔地駐車場から結構歩かなくてはいけないので、その安全への配慮をいただきたいというところを口頭で意見を付しましょうか。

【委員】

はい。

【議長】

騒音についても、問題がありそうですね。

【委員】

騒音に関しまして、まず1つ目、地点BとFの2つは出入口にあたる場所ですので、その車の騒音が近隣の住宅に影響しかねないと思います。

ただ、道路を挟んでいるということもありますので、大きな害はないのかもしれませんが、口頭意見で注意を促しておいたらどうかと思います。特に地点Bの方、44番の地点です。その入口のところでは、確かに車両騒音の影響がありそうです。

2つ目はAとCの地点ですけれども、近隣の住宅が近いというところですが、事業者側も分かっているように、防音壁を立てていますので、まずはその効果を見て運用していただいたらよいのですけれども、予測値を上回ることはないように注意を促しておいてはどうかと思います。以上2点、いずれも口頭意見かなと思います。

【議長】

そうですね。

【委員】

運用上、これ以上予測値を上回らないようにご留意いただきたいという表現でいかがでしょうか。

補足しますと、話題に上っています隔地駐車場、騒音も数値上は大きいのですが、実態として夜間はさほど使われないだろうとのことですので、その点は指摘するまでもないかなと考えますが、いかがでしょうか。本当に使うのだとしますとかなり値を超えています。質問したところ、夜間はおそらく使われないだろうということでしたので事前には申し上げなかったのですが、使う場合は要注意です。

【委員】

この隔地駐車場は、100パーセントイオンさんが借りるのでしょうか。

(事務局回答)

**【委員】**

それなら、来客以外の方の利用もありますので、発生源は、イオンへの来客車両が原因なのかどうかも今後はわかりません。今、もちろんイオンは入っていないという状態で、車両走行音で確認はしておりますが。

**【議長】**

そうでなくても超えているのであれば意見を付してもおかしくはないと思いますけどね。その分利用が増えるわけなので。

隔地駐車場までは、徒歩でどのくらいあるのですか。

(事務局回答)

**【議長】**

であれば、意見を付すまでもないと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

そうですね。

**【議長】**

他に何かご意見ございますか。

**【委員】**

ガイドラインに基づく配慮事項、穏やかな言い方、聞き方をしますけれど、やはり地域の商店街、商工団体に今までの案件の全ての店舗が加盟すべきだと思います。

例えば、富士見市では、ららぽーとが出店した時に商工会に加入していただきました。その結果、地域の様々な商業関係のイベントに参加していただき、地元を活性化、盛り上げてくれています。当然、大きなお店というのは、そういった役割があるのではないかと思います。ガイドラインに基づく配慮事項のうち、商店街、商工団体への加入を一番にするべきだと思います。

一方で、地域で大型店にとって有利なイベントがある時に、商工会に加入して、その後やめてしまうという店舗もございます。そういったことに対して、やはり危機たる思いがいたします。

地域に存在して、地域の住民とともに、また地域の商店とともにそのお店が存続していくためにも、当然、商店街や商工団体への加入はぜひともしていただきたい。これまでも加入促進をしているのですが、さらに進めていただきたいと思います。それから大型店舗につきもののいわゆる防犯ですね、万引き等に対する対応を、事前に防げるような対応をしてほしいと思います。

**【議長】**

イオンの商工団体への加盟率はどれくらいでしょうか。

(事務局回答)

【議 長】

高いですね。そよらに関してはまだオープンしていないので、今後の検討になるかと思います。

毎回、県意見を出す時に審議会とは別に口頭でも伝えていただいていると聞いていますが、イオンはかなり大きいところなので、あえて審議会で口頭意見を付すこともあり得るのではないかなと思います。どうですか。

口頭意見を付す場合は、商店街、商工団体に加盟するなどして地域経済の発展にご協力ください、地域との交流に努めてくださいという意見になるかと思います。

【委 員】

はい、よろしく願いいたします。

【議 長】

それでは今の意見を口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

⑥ (仮称) 川口市川口5丁目計画

【議 長】

新設6の(仮称)川口市川口5丁目計画について事務局から説明をお願いします。

【議 長】

どなたかいかがでしょう。

【委 員】

来退店経路が通学路と重なっておりますので、その点ですね。

もう1つ、荷捌き車両と一般車の出入口につきまして、荷捌き車両の軌跡も見ますと、来客車両の出入口と、捌き施設の車両の動線がやはり錯綜しているような状況でございますので、そこについては、事故が起きないように、ご配慮いただきたいという意見ができればと思っております。

【議 長】

営業中の荷捌きの時には、従業員が荷捌き車両を誘導するなどして安全に努めてくださいということでしょうか。

来退店経路が通学路と重なっているだけでなく、前が保育園です。

保育園が近くにあると、通園時とか危ないと思いますので、通学路だけではな

く近隣の保育園もあるので安全確保に努めてくださいという口頭意見を付したいと思います。

それから自転車の出入り面はどうでしょう。

**【委員】**

この図面を見る限りですと車道と歩道が分離しているところですので、そこから入ってもらうという考えになっているのではないかと思っています。

**【委員】**

騒音に関しましては、随所で微妙な数値が出てきておりますので、ポイントを絞って申しますと、まず昼間特に注意すべきなのが、地点Aのところですね。地点Bも大きいので防音壁をつけているのですが、Aのところは防音壁がないこともあってか、駐車場に出入りする車が影響しているのだと思います。これは注意喚起しておいたらどうかと思います。北側のマンションから見ますと南側で開口面になりますので、影響を受けやすいですね。

2つ目は、P5とP6の辺りと、P1の値が大きくなっています。おそらく、原因の1つは換気口です。

P5の近くに防音壁をつけて対処はしてくださっていますが、夜間、P5とP6は予測値を超えないように、運用上注意していただくように口頭で意見を付しておいたらどうかと思います。

**【議長】**

地点Aの方は、特に昼間の数値が予測値を上回らないよう注意してください。また、夜間のP1、P5、P6地点についても、予測値を超えないように注意して運用してくださいと口頭で意見を付したいと思います。その他、何かご意見ございますか。

これで新設案件は終了となりますが、よろしいですか。

(全員了承)

(2) 変更案件

**【議長】**

変更案件について事務局から説明をお願いいたします。

⑦(仮称)コメリハード&グリーン秩父永田店

(事務局説明)

**【議長】**

交通に関しては特に変更があるということではないようですが、騒音はどうでしょうか。

**【委員】**

騒音も今回の変更に伴う問題ではないのですが、値を拝見いたしますと、昼間であってもB地点がギリギリになっておりますので、引き続き運用上ご注意ください。空調用室内機と給排気口がB地点の診療所の方に向いて並んでおりますので、引き続きご留意いただけるように口頭で意見を付しておいたらどうかと考えております。いかがでしょうか。

**【議長】**

これまでも、変更の場合であっても、これまで問題は生じていないとの説明があったとしても、新設の時と同じように、予測値が基準値を超えていたら、意見を付していますし、今回のように基準値ギリギリだということになれば、従前通り上回らないように注意してくださいという意見を付していましたので、引き続き予測値を上回らないよう注意して運用してくださいという意見を付すということでしょうか。

(全員了承)

⑧ヤオコー深谷国済寺店

**【議長】**

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**【議長】**

入口の新設ということですね。

**【委員】**

当初設けていなかったのですが、新たに設けた理由は何でしょうか。

(事務局説明)

**【委員】**

住宅街のため、左折イン右折アウトで影響がないようにしていると思うので、ルールを守っていただけよう、看板の配慮とか、ぜひお願いしたいと思います。

**【議長】**

それから、新設の出入口が通学路にかかっていますので、引き続き児童などへの安全確保に注意してくださいと口頭で意見を付すこととしてよろしいでしょうか。



(全員了承)

⑨とりせん北本

【議 長】

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

ありがとうございます。特に交通に関して意見はないということでしょうか。騒音はいかがでしょうか。

【委 員】

今回の変更の申請に関わるものではありませんが、112ページのP1。住居に近いところの騒音が予測値ギリギリに収まっている状態ですので、引き続き運用上ご注意くださいと口頭意見を付してはどうかと思います。

出入口の③番は夜間閉めているみたいですけど、おそらく設備の関係、室外機やヒートポンプ給湯器ですね。経年変化で音が大きくなりがちですので、そういった意味でも改めて指摘しておくのがよいのではないかと思います。

【議 長】

そうですね、先ほどの変更7番でも同じように対応いたしましたので、同様にしたいと思います。P1は住宅が近いので、予測値を上回らないよう引き続き注意して運用してくださいと口頭で意見を付したいと思いますが、いかがでしょうか。

(全員了承)

⑩東松山ショッピングスクエアシルピア

【議 長】

次ですね。変更10番の東松山ショッピングスクエアシルピアについて説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

こちらは騒音のところでしょうか。

【委 員】

そうですね。騒音に関しまして昼間で気になりますのが、B地点とG地点です。住居に近いところで値が大きくなって、ギリギリ収まっているような状態ですので、引き続きご注意くださいとよいのではないかと思います。

今回の変更にもこれも直接関係するわけではないのですが、夜間、P3の値を見ますと大きな値が出ております。設備関係から夜間、引き続き音が出ているようですので、これからもご注意くださいと口頭で意見を付しておいたらどうかと思いますが、いかがでしょう。

**【議 長】**

はい、ありがとうございます。では、先ほどの意見と同じで、今回ギリギリというところは意見を付すという方針でいきたいと思っておりますので、今おっしゃったように、昼間の騒音に関してB地点とG地点、夜間の騒音に関してはP3地点について予測値を上回らないよう引き続き注意してくださいという意見を付すということにしたいと思っております。

(全員了承)

⑪生鮮市場TOP春日部店

**【議 長】**

生鮮市場TOP春日部店の説明をお願いします。

(事務局説明)

**【議 長】**

こちらは特に問題なさそうですけれども、よろしいですか。

(全員了承)

⑫(仮称)ガリバー羽生店

**【議長】**

(仮称)ガリバー羽生店の説明をお願いします。

(事務局説明)

**【議 長】**

特に問題はなさそうですので意見なしとさせていただきます。  
以上で予定された審議は全て終了することになります。  
お時間ありがとうございました。

### 3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年2月3日

議 長 池田 恵子

議事録署名委員 新田 都志子

議事録署名委員 工藤 和美